

## エコマーク商品類型 No.118「プラスチック製品 Version2.0」認定基準の 軽微な改定について

エコマーク商品類型 No.118「プラスチック製品 Version2.0」(2005年9月1日制定)について、  
基準内容をより明確にするため、以下のとおり軽微な改定を行う。( \_\_\_\_\_ 下線部分を追記)

---

### 3. 用語の定義

再使用(リユース)部品：一旦使用された製品から取り出され、成形加工をすることなく、必要に応じて洗浄・研削など適切な処置を施しつつ、部品として再使用されるもの。

---

### 4. 認定の基準

#### 4.1. 環境に関する基準

##### 4.1.1. 材料の使用に関する基準

(2) 自己再資源化製品に該当する場合は、回収された使用済み製品のプラスチック部分の90%以上が、マテリアルリサイクル(再使用部品も含む)されていること。なお、自己再資源化製品における再生プラスチックの基準配合率については、自己再資源化製品から得られた再生プラスチック材料が、20%以上(別表1)使用されていること(自己再資源化製品に由来しない再生プラスチック材料について、使用の制限はしないが、再生材料の重量割合に加算しないこと。)

---

2005年11月4日改定(No.118「プラスチック製品 Version2.1」へ改定)

以上